

## 地域産業応援チャレンジ交付金についてのQ&A

令和3年6月18日時点

Q1：常時雇用する従業員には、パートやアルバイト、家族従業員は含まれますか？
A1：含まれません。また、法人の役員についても含まれません。
Q2：事業所は多賀城市内にありますが、多賀城市外に事業主が居住している場合は対象となりますか？
A2：本給付金は、補助対象者の要件を「市内で事業を行っていること」としていることから、事業主が市外に居住している場合でも対象となります。
Q3：業種ごとの対象となる従業員数の要件は？
A3：卸売業・サービス業の場合は従業員が100人以下、小売業の場合は従業員が50人以下、製造業・建設業・運輸業その他の場合は従業員が300人以下の事業者が、対象となります。
Q4：特定非営利活動法人や公益法人が売上高の減少を証する場合は、どのような書類が必要になりますか？
A4：法令等により作成が義務付けられている書類で、収支が分かるものまたはこれに類する書類を提出してください。例えば、学校法人は事業活動収支計算書、社会福祉法人は事業活動計算書などがこれにあたります。
Q5：創業1年未満の事業者は対象となりますか？
A5：前年同月比または前々年同月比の売上高減少が確認できない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少を創業以降の売上高等と比較できる場合は、特例により対象となります。
Q6：創業1年未満の事業者で前年の売上高と比較できない場合、売上高の減少を証するにはどのようにしたらいいですか？
A6：例外として、令和3年1月から10月における任意の1か月間の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前3か月間の平均売上高又は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前1か月間の売上高と比較して5%以上減少する月があることを証する書類を提出してください。詳しくは「売上高比較表」をご覧ください。
Q7：創業が令和3年10月の事業者は申請できますか？
A7：令和3年1月から10月までの任意の1か月間と直前1か月間の売上高を比較することができず、新型コロナウイルス感染症の影響の有無が確認できないため、対象となりません。 この交付金を申請するには、令和3年9月1日までに創業している必要があります。
Q8：事業確認書類として必要な確定申告書の控えについて、收受印の押印は必要ですか？
A8：確定申告書の控えは、税務署印か、税理士印、個人事業主の場合は青色申告印または自治体印が押印されているものを提出してください。 e-TAXの場合は、受付日時・受付番号が記載されているもの又は「受信通知」を一緒に提出してください。
Q9：確定申告していない場合、確定申告書の代わりに提出できるものはありますか？
A9：開業届、許認可書、設立届など、官公庁が発出している文書で「事業所所在地」が明記されているもの（例：理美容における検査済確認証など）※これらには事業所所在地が記載されていない場合もあるため、「事業所所在地」が分かるものを追加でいただく必要があります。
Q10：業務委託契約に基づいて事業活動からの収入を「給与」として受け取っているため、確定申告義務がなく、確定申告していない場合、事業確認書類はどのようなものを提出すればいいですか？
A10：業務委託契約書の他、個別の事情を聞き取りの上、必要な書類を判断させていただきますので、申請前に商工観光課へご相談ください。